

第31期川崎市青少年問題協議会
第3回起草専門委員会 会議録

○日 時 令和3年10月29日(金) 14時00分～16時00分

○場 所 中原市民館2階 第2会議室

○出席者

(1) 委員 4名

柴田委員、米田委員、舘委員、前川委員

(2) 傍聴者

なし

(3) 事務局

武田室長、岡本担当課長、戸田担当係長、内藤職員

○配付資料

資料1 第31期 川崎市青少年問題協議会 協議過程

資料2 第31期 川崎市青少年問題協議会 これまでの議論の経過

資料3 第31期 川崎市青少年問題協議会 意見具申に関する論点の整理(構成案)【叩き台】

参考資料1 多摩区ソーシャルデザインセンター 視察(ヒアリング)報告

参考資料2 川崎市子ども夢パーク 視察(ヒアリング)報告

参考資料3 第31期川崎市青少年問題協議会 視察(ヒアリング)先について

参考資料4 過去の意見具申書(目次)

1 開会

- ・配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議成立についての説明

2 議事

(1) これまでの協議過程と今後のスケジュール等について

柴田委員長：それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、一つ目の議事「これまでの協議過程と今後のスケジュール等について」ですが、事務局から資料説明をお願いいたします。

(事務局から資料及び参考資料について説明)

柴田委員長：ありがとうございます。今後のスケジュールに関するお話の中で視察についての報告がありましたが、幸区ソーシャルデザインセンター「まちのおと」の視察については、いかがでしょうか。御意見をいただければと思います。

前川委員：前回、多摩SDCを見させていただいて、大学生を中心に若者が活動しているなというのが印象的でして、私としては多摩でも十分というか、すごく貴重な、色々なヒントを与えていただいたかなと思っております。今回、青少年問題協議会で議論する対象として、まさにストライクゾーンの学生たちが集中的に活動しているというのが印象としてありましたので、幸区の方がそういう状況であるならば、無理に視察する必要はないかもしれないなと思っています。

柴田委員長：ありがとうございます。米田委員はいかがでしょう。

米田委員：私は、多摩SDCの取組みは、あまりにこの協議会のストライクゾーン過ぎるなと思っています。ソーシャルデザインセンターは今後、各区の地域性に合わせて展開されていくと思うので、できれば幸区にも話をお聞きしたいです。それが一つ目の理由で、二つ目の理由は、幸区ではコミュニティカフェも運営している常設拠点がある、センターを受託されていることです。そういう地域の交流拠点になるような場所が、青少年の参画という点で、どのような可能性があるのか、意見交換したいです。少人数でのヒアリングでも構わないので、実現可能なら視察したいと思いました。

柴田委員長：ありがとうございます。幸区の方は、事務局の方で事前に確認した限りだと、訪問するなら1～2名程度だと先方から言われているんですね。

事務局：はい。ですので、現実的には委員の方と事務局で1名ずつとか、そういう視察に

なると思います。

柴田委員長：となると、全員で出かけるということは難しいですね。

事務局：そうですね。ですので、よろしければ私は事務局として行こうかと思うんですが、委員の方で1名か2名か、どなたが行くかという候補を決めていただいて、先方には、最高でも3名程度で行きたいんだけど、いつぐらいがいいかという話をしながら進めようかなとは思っています。いずれにしても、視察はする方向ということでよろしいでしょうか。

柴田委員長：そうですね。視察はする方向でいきましょう。どなたが行くかとか、時期については、まず先方の回答を待ってからメールなどで調整するということがよろしいでしょうか。

米田委員：幸区のソーシャルデザインセンターを受託している「新川崎タウンカフェ」の立ち上がり時に、私は少し関わりを持っていました。また、横浜市で同法人が運営しているコミュニティカフェにも関わりがあり、横浜市内のコミュニティカフェネットワークの世話人もしています。ですので、そうした背景も踏まえてヒアリングできるので、よかったら担当させていただきたいです。先方にも米田が行くと言っていただけだと、先方に状況理解がある前提で話せると思っただけのかもしれませんが、御検討いただけたらと思います。

柴田委員長：ありがとうございます。では、先方からまず回答をお待ちして、米田委員が行ってくださるということですので、また事務局の方で調整をお願いします。あと、川崎市子ども会議については、12月5日と19日が候補日でしたね。

館委員：午前ですか、午後ですか。

前川委員：サポーターのヒアリングは、おそらくは活動終了後の夕方になると思うんですけども、子どもたちの活動の様子は午前中の方が活発かなとは思っています。大体10時ぐらいから活動が始まって、お昼12時まで2時間やって、お昼を買ってきたり、食べたりして、午後1時半過ぎぐらいから午後の活動が始まって、大体3時には終わるという形になります。例えば、午後から活動を見ていただくとするならば、午後1時半過ぎぐらいからお越しいただいて、1時間ちょっと視察いただいて、その後、3時以降からサポーターの体が空くと思いますので、そこでヒアリングを実施するという形になるかなと思います。

柴田委員長：では、12月5日と19日でしたら、どちらがよろしいですか。

館委員：私は5日のほうがいいですね。19日は幸区の車座集会が入ってしまっていて。

前川委員：私は両方とも大丈夫です。

米田委員：私もどちらでも大丈夫です。

柴田委員長：ありがとうございます。私は、19日は都合がいいんですが、5日はちょっと先約が入っています。

前川委員：例えば、館さんはサポーターへのヒアリングは難しいかもしれませんが、活動自体は視察していただいても全然構わないかなと。

館委員：なるほど。では、私だけ5日に行かせてもらう形でもいいですか。

柴田委員長：では、館委員が12月5日に活動の様子を見学されて、12月19日に他のメンバーでヒアリングも含めて訪問するという事で決定です。

館委員：私はヒアリングとかはいいので、皆さんがどんな感じで活動しているのかという様子だけでも少し見させていただければと思います。

事務局：分かりました。その方向で調整します。ありがとうございます。

柴田委員長：それでは次に「子どもの権利の日事業部会」についてですけれども、こちらは館委員が実行委員長をされているということなので、御説明いただいてもよろしいでしょうか。

館委員：今皆さんの手元にある「かわさき子どもの権利の日のつどい」のチラシの裏面に、市民企画事業一覧という記載があるかと思います。そこに、要は、市内で子どもの権利というものに根差した活動をしている団体さんが、団体ごとに開催時期は違うんですけども、こんなことをやりますよという一覧が載っています。団体名も書いてあるので、できればこの中から幾つか、子どもの権利というものを軸として、どういう形で子どもたちをフォローしているのかとか、あと、例えば、社会参加につながるような取組をしているのかみたいなのが聞ければいいのかなと考えています。ただ、数も多いですし、団体ごとに取組内容も様々なので、この中からどこに話を聞くべきかというところは少し慎重に選んだ方がいいのかなと思っています。

もともと、この事業部会そのものに話が聞ければいいのかなと考えてはいたんですけども、今年はコロナ禍ということもあって、事業部会自体が大々的にやる形ではなくて、小規模に、皆さんの情報交換の場として、コロナ対策をどうしていますとか、そういう意見交換の場にとどまってしまったというのもあって、事業部会の方に我々として話を聞きに行くというのは、ちょっと今は難しいのか

など考えています。ですので、できれば、この団体の中から幾つか候補をピックアップした上で話を聞きに行けるといいかなと思っています。

そこで、私からの提案なんですけれども、私がつどの実行委員長をやっている関係で、各団体の皆さんがどういう趣旨でこの企画を考えられているのかという企画書等は当然私の方でも把握していますし、その中から私が幾つか、ここを聞きに行った方がいいんじゃないかというところを、その理由も添えて提案させていただいて、それをメールか何かでシェアさせていただいた上で決定させていただくのが効率がいいのかなと私自身はと思っています。ただ、もちろん、皆さんから「是非ここには話を聞いた方がいいんじゃないか」という御意見があれば、それも織り交ぜて決められるといいかなと思っています。

柴田委員長：御提案、ありがとうございます。では、館委員に候補をピックアップしていただいて、追ってメール等で日程調整するという方向でよろしいでしょうか。

館委員：聞きに行くとしたら、時期としては、いつぐらいが目途でしょうか。

事務局：1月とか、遅くても2月上旬ぐらいには行かないと、多分、それを受けての意見具申書の作成というのができないかなと思っています。

館副委員長：分かりました。では、早急に幾つか候補団体をピックアップして、皆さんと確認させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

柴田委員長：よろしく願いいたします。

前川委員：すみません、例えば、その団体をピックアップするとなると、意見具申書の扱いとして、事業部会としての扱いでよいのか、その団体としての、ある種の行事としてそれを採り上げるのかで採り上げ方も違って来たりするのかなとかとも少し思ったんですけれども、そのあたりの位置づけは確認しておいた方が、委員の認識を合わせておいた方がいいのかなという気もします。ごめんなさい、私も一概にどっちがいいとは言えないんですけれども、例えば、「こどものまちミニカワサキ」なんかは、こどものまち自体がすごく成立して全国的にも広がっている行事でもあるので、例えばもしそうなったときに、子どもの権利の事業部会の中の1行事としてミニカワサキという採り上げ方がいいのかというと、私はそこは少し疑問で、ミニカワサキとしてしっかり採り上げた方がいいのかなという気もしていますし、そのあたりをどう捉えていくのかというのは少し考えた方がいいのかなとは思いました。

柴田委員長：ありがとうございます。今回は、子どもという目線と、それから、子どもを取り巻く大人の環境も併せて考えるということでしたので、いま前川委員がおっしゃっていただいたような視点から企画書を見ていただいて、幅広く御

紹介いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

舘委員：私の理解がずれていたらまずいので、ちょっとしっかり確認しておこうと思うんですけども、「心のふるさと川崎」というところを、我々のこの協議会として考えていくテーマに据えているので、子どもたちが今住んでいる、まさにこの川崎の町を大事にしていてもらいたいというような、そういうものにつながる、例えば取組だったりとかというところをいかに体現しているのかという、そこかなと私は思っているんです。

私が今言った子どもの権利というのは、あくまでもベースの話だと私は理解しているんですよ。だから、ここに載っている団体さんは、基本的には全て子どもの権利というものをベースとしては意識していただいている団体さんであって、その上に、いかにして子どもたちが川崎の町を愛していつてくれるのかということに着目して取り組まれているのか、というのがまず大事なのかなと思っていますし、あとは、ずっとこの協議会が始まってから話になっていた大人の社会参加というところが、やっぱりフォーカスされるのも大事、つまり、子どもたちもそうだけれども、それを伝える我々大人もしっかり社会参加しているというところで、ここの市民団体さんは、当然大人の人たちがやっている団体さんですので、そういう意味では、この方々というのは意志があって自分たちでやろうと思って取り組まれている団体なので、当然参加している時点で、もうそこは社会参加していると言ってもいいと思うんですけども、でも、そもそもその方々がこういう団体を立ち上げて取り組もうと思ったきっかけは絶対に何かあったはずで、それがまさに大人の社会参加の入り口だったわけだと思うんです。

なので、そういった団体の、例えば設立の経緯ですとか、どういう思いで活動に取り組まれているのかみたいなのところも一緒に聞けると、なおいいのかなと思っています。

米田委員：毎回同じことを言うようで申し訳ないと思いつながら発言しますが、「子どもたちに川崎で生まれ育ってよかったと思ってもらいたい」という話が、何度も出てきます。今年の見解具申の中でのこの文言の扱いは、「そう子どもに思ってもらえるように大人がどう子どもと関わっていくのか」という視点で捉えないと、「子どもに大人の期待を強く求めていく視点」になりがちなフレーズだと思います。ですので、今回ヒアリングをする上でも、大人の関わり方や、大人側の眼差しを、ヒアリングの中心に置きたいと思っています。

例えば「こどものまちミニカワサキ」で言うと、子どもがやっていることに大人が口を出さないという大きなルールがあるはずですが、そういう関わり方のことなども含めて聞けるといいと感じました。

舘委員：わかりました。毎回、米田委員からのお話を聞くと「ああ、そうだった」と、自分の方針を正してもらえるので非常に助かっています。

柴田委員長：ありがとうございました。あくまでも大人目線の“子育て”というよりは、子どもが自ら育とうとする“子育て”というところの周りにいて、子どもを支える大人という立ち位置でいこうということですね。
では次に、ふれあい館につきましてはいかがでしょうか。

館委員：ふれあい館に関しては、まさに視点として、特に「外国につながる」というところだと思うんです。そういう視点で見たときの、先ほど米田委員が言われた大人と子どもの関わり方というところの、ある種の難しさみたいな部分は、外国の子どもならでは、みたいなものは絶対にあるはずで、そこもやっぱり取りこぼさずに拾っていくという意味において、聞きに行くこと自体は、私は必要なと思うんですけれども、いかがでしょうか。

柴田委員長：ふれあい館につきましては、皆さん、いかがでしょうか。第30期の報告書なども参考にさせていただきながら、興味があるというか、不足しているところをいつでもヒアリングできるということですが。

前川委員：30期のメンバーは今私しかいないですよ。視察も私は行かせていただいたんですけども、どちらかというと、前期は「青少年の主体的な社会参加」と協議題にあるように、ふれあい館に通っている子たちの社会参加というものを考えて、そこに、確かヒアリングしたときに、やっぱり体制とかシステムとかを整備しなくてはいけないというような話をされていて、ある種ちょっと専門化された、プロの福祉の方がやられているような形で、専門性を生かしながらかども文化センターを運営されているなというのが印象的でした。

そういう意味では、システムとか体制といった話ではなく、館委員がおっしゃったような、もっと個別具体的に外国につながる子どもに対してどういう支援をそこでしていったかみたいな、そうした個別具体的な話まではあまり聞けなかったというか、視点が違いましたので聞く必要がなかったと言ったらいいんですかね、そういう気もしますので、そういった視点でもう1回捉え直すということはあっていいのかなという気はしています。

柴田委員長：ふれあい館については、視察をするとしたら日程はいつ頃がいいでしょうか。

事務局：意見具申書の作成作業を踏まえると、2月の、できれば上旬ぐらいまでには視察したいところです。視察可能な日時をまた皆さんにお伺いして、幾つか丸が多い日程を先方に投げってみようかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

柴田委員長：皆さん、よろしいですか。

館委員：私は、異論はないです。

前川委員：大丈夫です。

米田委員：わかりました。先ほど意見が出ていたものに加えて、ふれあい館は長く取組をされているので、もし視察の機会があるようだったら、若者たちと一緒に活動していく場の持続可能性についても、お聞きしたいです。

もう一つ、子ども夢パークに視察に行ったときにヘイトの話が出ていました。社会から受け入れられていないと感じる状況で育つ子どもたちが、やっても駄目じゃないかと思いがちな学習性無力感のようなものがあるかもしれません。そうした状況から前に向かうことをどうサポートしていくのか、大人側の関わりのスタンスや眼差しも伺えたらと思いました。

柴田委員長：視察の視点を御提案いただきまして、ありがとうございます。では、日程については、またメール等で調整していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局：承知しました。

(2) 意見具申書の構成（目次）について

柴田委員長：では次、議事の2番目、「意見具申書の構成（目次）について」ですが、まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

(事務局から資料及び参考資料について説明)

柴田委員長：ありがとうございました。では、皆様方から目次について、資料3を御覧になりながら御意見をいただければと思います。

米田委員：二つあります。まずは意見具申の構成です。青少年の現状を示し、次に課題を示す、という流れ自体には賛成ですが、前期の第30期でも同じように現状、課題が整理されていたので、内容が大きくは変わらず、数字が変わるだけではないかという心配があります。あと、今期は、コロナの影響を加える必要があると思います。

二つ目ですが、資料の中で課題として記載されている「川崎市への愛着形成」（「心のふるさと川崎」というところで、先ほど申し上げたように、「心のふるさと」とは、大人側の関わりの問題としての「心のふるさと」なので、少し私が持つイメージと違っている気がしています。居場所や、社会参加のフィールド、つながりの場が「心のふるさと」であるというよりは、「心のふるさと」となるべく大人がどんな関わりを今できているのか、という問題提起が必要なのでは、というのが私の理解です。

柴田委員長：ありがとうございました。皆さん、いかがでしょうか。

前川委員：今の米田委員のお話で言うと、やはり青少年の現状に関する部分では、前期のものを引き継ぎながら、コロナのことが多分メインになっていくのかなというのは、私も感じていたところです。

あと、前期に執筆して思っていたのは、結局、川崎市の取組事例というものをどう位置づけるかが結構肝になるんじゃないかなという気がしています。というのは、前期の意見具申書を見ていくと、割と良い事例が出てきていると思うので、何か「もう既にできているじゃん」と言われて、それ以上は読まれない可能性があるのではないかと少し思っています。ワカモノ未来PROJECTとか、ふれあい館とか、青少年フェスティバルって、良い事例なんですけれども、前期も、ワカモノ未来PROJECTは私の方で地域にまだ根付いていないという、これは先方もそういう課題認識でしたので、そういう形で提言の中に入れたとは思いますが、そのあたり、多分、課題とも関わってくると思うんですけど、要は我々が対となって考えていって何故ここを選んだのか、そして、それを結局どう広げていくかという、そこをどう見せていくのが大事なのではないかと。

意見具申書の中では、これまで割と視察先でまとめていっていますけれども、例えば、一つの案として、整理した課題に対して、じゃあ、川崎市では現状どういう取組があるのか、みたいな対応をさせていってもいいのかなと思いました。

柴田委員長：ありがとうございました。

館委員：冒頭に米田委員が言っていたように、青少年の現状みたいなところに関しては、どちらかという過去データに対して最新の統計データとかを加えていくみたいな形になると、よく似た内容になるのかなというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。要は、そのデータの捉え方だと思うんですけども、結局、少子高齢化とか共働き世帯の増加みたいなものは、ある意味、今、日本社会の自然な流れで来ている中の話なので、それが書いてあったとしても、「まあ、そうだよね」という内容だと思うんです。

どちらかという、私は、現状を振り返るときに必要なのは、そもそもまずこの青少年問題協議会という会議体が起こった経緯だとか、あと、さっき川崎市の取組という話がありましたけれども、私は、ソーシャルデザインセンターとか夢パーク、あと子どもの権利の日とかと色々ありますけれども、こういう青少年に目を向け始めて、一緒に考えていかないとという風に思い始めたきっかけとして、やっぱり子どもの権利条例というのは一つ大きなターニングポイントだと思うんです。20年前に川崎市が子どもの権利条例を制定して、この20年間で色々な取組があった結果として現状があるような、そこをまず一つのスタートにするというのでもいいんじゃないのかなと思います。

何でかという、結局、資料にあるような子ども夢パークでの取組とか「かわさき子どもの権利の日事業」なんていうのは、まさにそのど真ん中の話であって、

それはもうまさに川崎市が子どもの権利条例を制定したからできている流れだと捉えることができるわけですね。だとすれば、川崎市が条例を制定してからの20年間で色々な方が色々な取組をしてきた結果が今のこの現状だという捉え方をすることによって、川崎市の抱える課題というものが子どもの権利というものに根差した課題という形であぶり出されてくるんじゃないかなと思うんです。

先ほど米田委員もおっしゃっていましたが、例えば、子どもの話をしっかり聞こうとか、子どもたちには、自分たちで決めていいんだよ、そういう権利があるんだよというところを条例として制定したにもかかわらず、でも、まだまだ例えばそういうところがちょっと弱いんじゃないかというようなものが散見されるような課題というのが、おそらくたくさんあるんじゃないかなと。

自己肯定感というのも、これはあくまでも結果だと思うんですよ。自己肯定感がなかなか醸成されないという結果に至ってしまっている経緯として、例えば、子どもの権利というところにフォーカスしたときに、やっぱりまだまだ大人からの押し付けが多いだとか、本当は子どもが決めていいところが、大人がちょっと口出ししてしまって、なかなか自分たちで決める場面が持てないからこそ自己肯定感が醸成できていないんじゃないかみたいな。子どもの権利条例というものにフォーカスすれば、その課題がよりくっきりとあぶり出されてくるかなと私自身は思ったので、そういった視点でちょっと全体を、つまり、全ての軸を子どもの権利条例という7つの条文に根差した形で整理してみると、意外に課題だとか、今後の取組の指針みたいなのところも1本筋が通ってくるんじゃないのかなと思いました。

柴田委員長：ありがとうございました。子どもの権利条例というところを基軸として全体の構成を考えていくという御意見ですね。

私の個人的な意見なんですけれども、子どもの権利条例というところを大切にしながら全ての項目を立てていくという、そこを念頭に置きながら立てていくということはとても大事な視点だと思います。この青少年の現状というところですが、先ほど米田委員もおっしゃっていたように、この第31期というのはコロナ禍というところなので、例えば、コロナ禍の中で児童虐待の相談数も、家にいる時間が多くなって、例えば、御近所の方も家にいる方が多くなったので通告件数も増えたというデータが全国的にありますし、また、心理的な虐待というものも特に増えていったというような全国的なデータもあるので、やっぱりコロナ禍というところは、言葉をどこかに入れて、専門的に考えていく必要があるかと思います。

また、そういった側面だけじゃなくて、コロナ禍によって加速された子どもたちのインターネット社会というところや、GIGAスクール構想で1人1台タブレット端末が配付されて学び方が変わっていったというような時期でもあるので、やはりそういった視点、此文に行ったときもWi-Fi環境の充実というような要望が子どもたちからたくさん寄せられていたのを確認しましたので、そういったインターネットの環境ということもどこかに入れ

ていただきたいと思います。

大枠は、この資料のような流れがすっきりするように思いますが、皆様、全体的な流れというところではいかがでしょうか。現状、課題、そして取組事例、あと、取組事例に即した形で、前川委員がおっしゃっていたように、課題と取組を対応させながら書き込んでいくという方法もあると思うんですが、そうすると、2章（青少年の育成に向けた課題）と3章（現状における川崎市の取組）を一体化させるようなイメージでしょうか。

前川委員：若しくは、2章と3章が独立していたとしても、例えば、居場所の確保の課題に向けて、こういう取組が3章では展開されていくみたいな感じでしょうか。課題と取組事例が対になると言ったらいいんですかね。

柴田委員長：2章と3章を執筆する際には、その関係性を常に念頭に置きながら、読み手にもそれが伝わるような書き方をしていくということで、原案の構成でそのように進めていくということよろしいでしょうか。

前川委員：子ども夢パークでの取組の一つとして川崎市子ども会議を入れてしまうと、夢パークは場所だけを提供しているので、ちょっと認識として違いますし、じゃ、独立するかということでもないような気がします。館委員が言っていたように、子ども夢パークでの取組というのも、子どもの権利の日事業というのも、広く子どもの権利に関する取組だと思いますし、逆に、ソーシャルデザインセンターは、子どもの権利の延長としてそういう社会参加を捉えていく、それはたしか、結局、権利の日の事業部会で割と、いわゆる乳幼児の方々の方のサークルが非常に多いというものを、乳幼児から一気にそれを全体で捉えていくためにも、ここはやっぱり見ましようという話にもなっていたと思いますので、そういう意味でも、子どもの権利を軸にしながらも、その前後を一体的に見るという意味でも、課題に対応させていくと非常にすっきりとしていいのかなと思いました。

柴田委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか、御意見ございましたらお願いいたします。

事務局：先ほどから子どもの権利に関する条例のことをお話いただいておりますが、これに関しましては、今年、子どもの権利に関する実態・意識調査の公表を行っておりまして、お子さん、小学生、中学生、それから大人、大人の中でも施設に従事する職員の方、そんなカテゴリーでアンケートを行っています。子どもの権利条例を知っているかどうかというようなことを経年でも見ておりますので、この執筆をする際には、その辺の実態調査の結果を我々としても御提供差し上げますので、入口としてそういった切り口もあるのかなと思いました。数字を捉えて、結構細かく分析もしておりますので、そのあたりが随分とヒントにもなるのかなと

いう気はしています。

舘委員：子どもの権利という切り口で見ると、この1章の青少年の現状の中で、例えば、いじめとか不登校というような件数についても、単純にその件数が増えてきているという見方ではなくて、子どもの権利をより大人が意識することによって、より小さいいじめだとか不登校という問題にも目を向け始めたという捉え方もできると思うんです。そういう見方をすると課題の捉え方も全然変わってくるので、だから、確かに数字が増えること自体は、色々な意味で大変になる部分、例えば、行政の職員の皆さんが大変になるとか、色々そういう面もありつつも、でも、社会全体で見れば、少なくともそういう子どもたちを取りこぼさずに進めていけているというような捉え方もできなくはないと思うんです。そうすれば、課題の中でも、件数が増えること自体は、確かに捉え方によってはマイナスに受け取られるかもしれないけれども、子どもの権利というものをより周知させて、しっかりそういう子どもも取りこぼさずにいこうというような答申の立て方もできると思うんですよ。なので、そういうデータがあると非常にありがたいです。

柴田委員長：貴重な御意見をありがとうございました。やはりいじめなんかは、認知件数が増えるということは、逆にいいことですよね。必ずしもいじめそのものの件数が増えるということではないので。子どもがそれだけ自分のこと、意見をしっかり伝えているということですので。そのような視点を共通認識として書いていきたいと思います。

米田委員：先ほどコロナの話をしたのですが、御参考で、少し画面共有させてください。先日、「中高生の居場所づくりと大人の役割」について講義した時の資料です。国立成育医療研究センターが「コロナ×子どもアンケート」を過去5回行って、今6回目を行っています。その集計結果がホームページに出ています。例えば、家族との関係が増えているけれども、友達との関係がすごく減っているだとか、大人への話しかけやすさとか相談のしやすさというのがすごく減っているというような調査結果があります。こういったデータが盛り込めたらいいと思いました。

もう一つ、自粛の中で家庭内の状況がかなり煮詰まっていて、大人が感情的に怒鳴った率や、子どもの方が親からひどいことを言われて、出ていけと言われてとか、罵られたり、脅されたりしたという回答が、多くはないですが出ています。こういう実態は盛り込んでおきたいです。

加えてもう一つ、紹介できないかと思っているデータがあります。子どもに場やつながりの選択肢が増えると幸福感が高まるという調査結果です。また、子どもの年齢と町の資源の使う度合いを表した図もあります。乳幼児のときが地域資源を使うことが多く、かつ密度が濃く、中高生になると生活圏が広がるにつれて社会資源活用度合いは小さくなっていく。先ほど、子どもの成長の連続性で捉えるという話が出ていたんですけれども、それにはこれが関わりがあ

ると思ったので、こうしたデータも紹介できると、説得力が増すと思いました。

柴田委員長：ありがとうございました。自分にとっての居場所が多いと認識する子どもほど自己肯定感とか幸福感が高いというデータは、私も色々な研究発表で目にしているんですけども、まさにここにその内容を是非入れていただきたいと思います。

前川委員：今の米田委員の、いわゆる中高生ぐらいが社会的資源の活用が全然ないという話は、私は第29期で荒川区の尾久ふれあい館というところに行かせていただいたんですけども、そこは本当に乳幼児から大人までが集えるようなこども文化センターと言ったらいいんですかね、もっと言うと、川崎だとこども文化センターと市民館が合体したような施設が大体中学校区ごとにあって、やはりハード面でそこがすごくしっかりしているということを第29期でも提起させていただいて、やっぱりそのときも川崎の中高生の子たちが、こども文化センターを使っていないよねというような指摘の下にそういうところに行ったので、そういう課題が第29期からずっと続いているということは、そのときは多分そういうデータを使ってはいなかったと思いますので、是非今期ではそのデータを使って何か執筆できるといいなと思いました。

米田委員：ありがとうございます。子ども夢パークの西野さんのヒアリングで、こども文化センターや青少年が来館する施設スタッフの研修がとても大切という話が出ていました。若者がこ文を使えていないことを前段に書き、提言では、スタッフ研修に紐づけて書けたらいいと思いました。

前川委員：元々は僕もこども文化センターの臨時職員で研修を受ける側でしたけれども、私がいた末長こども文化センターでいうと、中学校の生徒指導の担当の先生をお呼びして、先生が思っている課題とか、そういう認識について、特に生徒指導の先生は割とその中学校の歴が長い先生がやっていると思いますので、そういう意味で、割とこの5～6年の認識と、我々は、こども文化センターに夜間、たばこを吸っているようなヤンキーが来る年もあれば、全く来ないで、卓球をただただ楽しみに来るような子たちが来たりとか、それがすごく我々の認識と学校の認識が合う瞬間なんかもあったりして、それをどこのこ文もやっているわけではないんですが、私は、そういう研修はすごくよかったなと思っていますが、多分、それが逆にあまり広がっていないのかなとも思っています。その辺、こども文化センターでデータとして、例えば研修の内容とかは何かあったりされるんですかね。

事務局：行政がわくわくプラザのスタッフも含めてカリキュラムを組んで、OJTの一環ではありますけれども、研修するということはやっています。年間20コマぐらい

だったかな。やっぱりスタッフの質というのはとても大切ですので、それをできるだけ広げていきたいというような取組なんですけれども、色々そこ文の中でも課題がありますので、ふれあい館ですとか、菅生ですとか、そういったところはとても良い取組をしていて、そういう良い取組をできるだけ水平展開していきたいなと考えています。5年に1回、指定管理の更新時期を迎えますので、次回の仕様書の中にできるだけそういう良い活動を水平展開できるようなものを盛り込んでいくというようなことも、今少し考えているところです。

柴田委員長：ありがとうございます。他に、構成案や目次について御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、こちらの原案に即して、若干新しいものを盛り込んだりとか、修正していきながら、次回の委員会で案を決定していきたいと思います。

(3) 協議題の副題について

柴田委員長：では、次は議事の3番目、「協議題の副題について」です。これまでの議論をもとにして、意見具申書の協議題「青少年の心のふるさと川崎を目指して」の副題を仮決めしたいと思います。皆様方から御意見をお願いいたします。

事務局：まとまった文章になっていなくても、取りあえずキーワードだけでもこれを入れたいとか、そういうのがあれば、次回の委員会で芳川会長にも御意見いただけるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

米田委員：まとまっていなくてもいいと言われたので申し上げるのですが、二つ思っていることがあります。

先ほどから、このフレーズ「心のふるさと川崎」が、どうしても大人の願いの方に引きずられがちなので、「それを実現するための大人の関わりや育つ環境」というような副題がつくとバランスが取れると思いました。

もう一つは、先ほどから話が出ていた子どもの権利の視点で、子ども夢パークで西野さんから「義務より先に権利が守られなくてはならない」というお話が出ていました。そういう視点も加えられたらというので、少し検討の材料にしていただけたらと思います。

柴田委員長：ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。

館委員：例えばですけれども、「子どもの権利に根差した地域づくり」とか、「子どもの権利に根差した居場所づくり」とか、居場所づくりの方がいいかな、そういうのはどうですか。一案ですが。

柴田委員長：ありがとうございます。

館委員：それからもう一つ、子どもの権利と大人の関わりみたいな、ごめんなさい、ちょっと余談になっちゃうかもしれないですけども、結構これは、つどいの実行委員会の中でも毎回必ず話題になるのが、子どもの権利と保護者の願いは結構トレードオフになる場面が多いという話が必ず出るんですよ。つまり、子どもの言うことを親の願いとして、子どもが、例えば、ああしたい、こうしたいということは、できるだけかなえてあげたいと思う一方で、でも、親の願いとして子どもに対してこう期待するという部分がやっぱりゼロでもないというところで、どこまでを子どもの権利として認める、“認める”という言い方もちょっと上から目線かもしれないですけども、しっかり保障してあげて、一方で、保護者としての責任というのもあるので、社会に出たときにわがままに振る舞って周りに迷惑をかけるみたいな、そんな子どもになってほしくないというのはみんな思っているはずで、そことのトレードオフというか、バランスというのはすごく難しいよねという話に必ずなるんですよ。となると、やっぱり今回、心のふるさとという風に、理想を言ってしまえば、もう全ての子どもが、いや、川崎はよかったよ、本当に自慢できるまちなんだと言ってもらえるようになるのが理想論としてある一方で、でも、そこに米田さんがずっとおっしゃっていた、大人がどう子どもたちと関わっていくのかということに関しては、私は、ごめんなさい、米田さんの意見を否定するつもりは全くないんですけども、保護者として、やっぱりちょっと譲れない部分というか、絶対子どもにはこう伝えたいというのはゼロじゃないなと思っていて、そこがおそらく子どもの権利との綱引きというか、葛藤になる部分が多分にあると思っていますよ。

だから、副題として、私が今言った子どもの権利と大人の関わりというのは、ちょっと実はそういう、保護者側のもどかしい気持ちというのも多分に含まれているというのも、お伝えさせていただきました。以上です。

前川委員：今の館委員のお話は本当にそうだなと思っていて、実は高津区の地域教育会議で教育を語るつどいをやったときに、西野博之さんをお呼びして全く同じテーマでやったときに、僕のコーディネートが下手くそだったのもあるかもしれないんですけども、3人、その話題で泣いてしまって、2人は中学校3年生で、1人は、完全に親と受験する高校が全く意見が違うと。こんなにつらかったことはないと言って泣いて、もう1人は、実は、私はこんなにすばらしい大人に囲まれて育ってきたということに対して、うれし泣きして、それに対して大人が1人もらい泣きして、会場はずっと30分ぐらい涙が覆って、僕もすごくやりづらい感じになって、俺が泣かせたわけじゃないんだけども、何かやりづらいけれども、心が温かくなるような。だから、これは永遠のテーマだなと思って、毎年これはやらないと、多分理解が。多分、答えがないから永遠にお互いに理解を深めていくしかないんだなという気がして、そういう意味では、館さんがおっしゃったように、子どもの権利と大人の関わりという、この緊張関係というか、その関係性をやっぱり出していく必要があるんだなという気が

しました。

一方で、逆の視点でちょっと別のことを言わせていただくと、この構成案の資料の中に「心のふるさと川崎」って何なんだろうという話がないのかなとも思ひまして、逆に、例えば副題で、我々が思う「心のふるさと川崎」ってなんなのかと示すということもあってもいいのかなと思いますし、舘さんや米田さんがおっしゃっているような我々の思いというか、もっとそこにある方法論的な、子どもの権利と大人の関わりみたいな、そういう、ある種方法論というか、切り口を示していくのと、「心のふるさと川崎」ってなんなんだろうという、逆に言うと、多分、これを読んだ人は、みんながみんな「心のふるさと川崎」として色々なことを思い浮かべていくと思うので、その多様性は全然あっていいと思うんですけども、我々が市長に意見具申をするときは、その多様性の中でも特にここというのをやはり打ち出していく必要があるのかなと思ひまして、そういう意味で、逆に副題にその説明が入ってもいいのかなと、ちょっと思ひました。特に全体会のときは色々な委員がいらっしゃるので、そうした方々が各自の視点で「心のふるさと川崎」を捉えてお話しされると、多分、意見をもらい過ぎて我々も、逆にそれをちょっと受け止め切れない部分もあるのかなと思ひたりもします。私自身、まだそれを示す言葉がないんですけども。

柴田委員長：ありがとうございます。「心のふるさと」というものを具体的に示すような内容を副題に入れてはどうかという御意見でした。

当初の議論からすれば、「心のふるさと」と言ったときに、仲間との出会いとか、大人との出会いとか、川崎にはこういう人がいる、そういう人たちと共につながり合って支え合うような“共助”というのがキーワードになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

今日は、キーワードを挙げるだけでよろしいのでしょうか。

事務局：それでも大丈夫です。

柴田委員長：わかりました。今日はキーワードを挙げる程度で大丈夫で、まだ決定ではないですので、色々アイデアがありましたらお願いします。

米田委員：ニュアンスとしては「子どもにとっての心のふるさとになり得る川崎であるために」です。変わらなきゃいけないのは子どもではなく川崎の方、ということが伝わるというと、今思ひました。

先ほどおっしゃられていた構成案については、例えば「はじめに」で触れるとか、意見具申の冒頭に、タイトルに込めた意味を記載する項を立てるなどを考えました。

前川委員：もう一点、青少年の現状のところに加えていただきたいものがありまして、今、柴田委員からおっしゃっていただいた“共助”ということと言うと、川崎市の

「共生*共育プログラム」の話なんかも触れられるといいのかなと思います。私はそのプログラムを受ける前に小中学校を卒業してしまっているんですが、名前はよく知っていて、多分すごく立派な川崎ならではの取組の一つだと思いますので、触れられるといいのかなと思いました。

柴田委員長：他はいかがでしょうか。

事務局：特になければそれで大丈夫です。まず構成案については、本日頂いた内容も含めて、多少事務局で修正させていただいたものをまたフィードバックしますし、頂いた副題のキーワードについても、一旦資料として落とし込んだ上で展開させていただきます。次回の起草専門委員会までに何かあれば、都度、委員同士でメールでやり取りしていただいてもいいかなとも思います。

柴田委員長：ありがとうございます。それでは、もしアイデアなどが思い浮かびましたらメールなどで御提案いただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、本日の議事はこれで終了します。

3 閉会

事務局：柴田委員長、御進行いただき、どうもありがとうございました。また、皆様におかれましても本日はお忙しい中、御参加いただき、また、今日も熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。